

社会福祉法人操陽会役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人操陽会定款（以下「定款」という。）第8条及び21条の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、定款第5条に定める評議員及び第15条第1項に定める理事、監事とする。

(報酬等)

第3条 この規程において報酬等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 役員が、定款第9条に規定する評議員会及び第23条に規定する理事会及び同第32条に定める監査に出席するために要した交通費のうち公共交通機関（鉄道、路線バス）の利用に要した費用（住所地から会場まで最も経済的な通常の経路及び方法により計算したもの）
 - (2) 理事長の命により役員が、法人業務のため出張する場合の交通費（最も経済的な通常の経路及び方法により計算したもの）並びに宿泊料
 - (3) 前号により出張した場合、1日当たり5,000円を支給する。
- 2 前項第1号の評議員会、理事会及び監査に出席する手段として自家用車を使用した場合は、公共交通機関を利用したものとみなして同号により計算した費用を支給する。ただし、その距離が5キロメートル未満の場合は支給しない。
- 3 第1項第2号、3号の出張に伴う報酬等は、原則として事前に概算額を支払い出張終了後精算する。
- 4 理事に対して、この規程に従い報酬として支給する各年度の総額は600,000円を超えないものとする。
- 5 監事に対して、この規程に従い報酬として支給する各年度の総額は200,000円を超えないものとする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

第1条 この規程は、平成26年11月29日から施行する。

第2条 この規定は、平成29年6月3日から施行する。

第3条 この規程は、令和2年5月28日から施行する。